

△水道メーター入札談合損害賠償請求訴訟の高裁判決結果と対応について

◆（加納委員） 残念でしたね。清水副委員長が今おっしゃったように、外部有識者による調査委員会を設置して調査を開始したわけでしょう。これは第1審の裁判ということ想定しているわけですから、弁護士が2人入っているわけだと思ふのです。

今回、3番で上訴を断念した理由が書かれていますが、こういった場合、訴訟を起こした以上は、弁護士も含めて勝てると踏んだと思ふのですが、その辺はどういう理由だったのかをもう少し具体的にお聞きします。

◎（土井水道局長） 調査委員会において、主に落札価格や落札時の変動などでさまざまな議論をいたしました。裁判の訴訟の対象期間といたしましたのは、平成12年3月から平成14年3月までですが、この間、水道メーターの価格が、以前は7割ぐらいの落札率が9割以上、93%ぐらいに上がっている。その後、下がっているという事実がありました。ここにも書いてございますが、同時に行われました東京都水道局の水道メーターの入札に、公正取引委員会のほうで談合を認定した事実の中で、この談合に横浜市、神奈川県、川崎市なども含まれているという判断を調査委員会としてまとめておきまして、それに基づき第1審を迎えた。その後、証拠不十分という、推察はされても、客観的証拠が足りないというあたりがありまして、今まで出していたデータを精査いたしまして、さらに第2審に対応したのですが、残念ながら、やはり証拠不十分ということになった次第でございます。

◆（加納委員） もう一点、今後のこともあるので教えてほしいのですが、資料2の裏面に、訴訟の概要ということで、特に損害賠償請求額と、2番の横浜市、神奈川県、川崎市の裁判の状況についてということで、横浜市の想定損害額というのがあるではないですか。これは敗訴したわけでしょう。

金額というのは、敗訴した場合に裁判にかかった費用負担ですよ。それが想定損害額に入っているという認識でいいのか、これ以外のお金がどういふふうにかかっているのか、お金の細かい内訳のようなものがもしわかれば、今後のこともあるので教えてください。

◎（土井水道局長） まず、参考資料にあります想定損害額は、こちらのほうで推察した期間の損害額を算定したものでございます。委員のおっしゃったような訴訟費用に関しては、これと別枠でございまして、訴訟の費用に関しましては、第1審の費用として約1140万円です。それから、今回、御報告しております控訴審の費用といたしましては890万円ということで、合計で2030万円が訴訟費用として別途かかってございます。

◆（加納委員） もう一点、我々は予算特別委員会や決算特別委員会でよく質問していますが、今、言ったお金はどういう科目から出ていくものなのですか。

我々が予算特別委員会や決算特別委員会でよく皆さん方の事業について確認作業していますが、裁判にかかる費用、今、おっしゃったものというのは、どういう科目から出ていくものなのか教えていただければということです。

◎（土井水道局長） 裁判の費用は、弁護士への費用と裁判所の手数料ということになっております。

弁護士の費用と裁判所の費用に関しては手数料という形で払うということになっています。

それから、先ほどちょっと説明を忘れましたが、参考資料の1の（4）ですが、当初の第1審では4社を相手に訴訟しておりました。途中で1社、リコーエレメックス株式会社と和解いたしまして、それで1330万円ほど和解金をこちらに得ているという経緯がございます。

◆（加納委員） 別にお金を出しているわけですね。

こういった訴訟を起こす。そして敗訴する。お金を税金からお支払いするというので、委員会でこうやって御報告もいただいている。

こういったものについての責任の所在というのは、民間と違って行政はどこに置くのか、そのための解決策をどうするのかという今後のことについて教えてください。

◎（土井水道局長） 基本的には、水道事業体として事業管理者を私がやっておりますので、歴代局長が判断いたしまして、水道局の責任のもとで裁判を提起し、そして、今回、敗訴して、上告を断念するという結果に至ったと認識しております。

今後ということですが、1件1件、この場合は、東京都やその他広域の中で判断して調査委員会を持ち理論化してやったわけですが、残念ながら証拠不十分ということでございました。今後につきましては、私ども料金収入で自立経営をしておりますので、委員がおっしゃったとおり、事業管理者としてしっかりその範囲の中できちっと市民に説明のつく行動をとるように気をつけてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 最後にしますが、これは訴訟ですから時間がかかっていきますし、そのときそのときの状況と相手がいることなのですから、ただ、本市として、弁護士も入れていろいろ検討した結果こうなっているわけだから、それはきちっと責任の所在は明確にしたいと思うのです。税金でさまざまなことをしなければいけないということと、今、局長がおっしゃったように料金収入による自立経営ということからすると、説明責任と、それから、今後についてより具体的にどうしていくかという

ことについては、やはりもっとしっかり書かなければいけないということを、今回の報告をいただいて私自身はすごく感じたので、あえてそのことについて質問いたしました。

今後はこれをまたいい経験にしていだければと思います。

△孤立予防対策に関する取り組みについて

◆（加納委員） まず一つは、残念ながら福田委員がお亡くなりになってしまったのですが、さきの常任委員会で、孤独死対策の件について、水道局も絡んでの孤独死対応を進めているということ意見を交換いたしました。

本当に残念ですが、その際福田委員からも、一方で特別委員会で孤独死対策について進めているので、この件についての議事録を常任委員会として特別委員会に提供してほしいというお話もあったのですが、1点、その状況がどうなったのか、簡単に御説明いただければありがたいです。

◎（土井水道局長） 私どもの常任委員会で議論され、そのときにも答弁いたしました。本市全体で、健康福祉局を中心に孤立予防対策検討委員会を設置いたしました。

その結果、つい先日、12月14日に健康福祉局で記者発表いたしました。孤立化、孤立死防止のため民間事業者と連携し、地域の見守り体制を強化しますということで、緩やかな見守りということで、私どもも含めて7者の協力体制ということで、東京電力神奈川支店、東京ガス横浜支店、日本郵便南関東支社、神奈川県LPガス協会横浜市内5支部、京浜新聞販売組合、生活協同組合コープかながわ、横浜市水道局という7者で、日ごろ各お宅に訪問することがある事業者の体制ができて、これらが異変を察知した際に、区役所の連絡窓口などに連絡する体制が確立されるということが決まりましたので、これを年明けの1月中旬から運用を開始するという発表がございました。これに沿いまして、私どもとしても協力していきたいと考えております。

◆（加納委員） 委員会に出席する前に、実は机上にその報告があったものですから、委員長にお伝えする間もなくきてしまいました。ただ、常任委員会で議論しましたので、常任委員会に報告すべきだと私は思いましたので、質問しました。

△学校受水槽を活用した地域防災拠点の応急給水について

◆（加納委員） もう一点、これも実はさきの常任委員会で皆様方と議論した水道局に関する災害時の地域防災拠点における飲料水の確保をどうするのかということです。

要は、学校にある受水槽を活用するという事です。地域防災拠点では、約1000人の方が災害時に地

域防災拠点に集まるという想定でさまざまな準備をしているそうです。

そうすると、その 1000 人の方が災害時にどれくらいの水を必要とするかということを考えると、災害時の飲料水の確保というのは非常に大事だということで、さきの常任委員会で皆様方と意見交換いたしました。

そこで一つの事例として、私の住んでいる三ツ境の三ツ境小学校というところが水の確保のための訓練として、高齢者が約 1 キロ先の中学校の給水タンクから、ポリバケツに飲料水を入れてリアカーで運ぶ訓練をしている。その訓練をしているので、自民党の川口議員や民主党の花上議員初め私ども毎回これは何でこんなことになっているのだ、何とかならないのかという話をしていた。そして、私はずっと以前からこのことで相談を受けていたのですが、学校の受水槽は使えないかということも含めて、さきの委員会で議論いたしました。

今回、10 月 20 日の三ツ境小学校の災害訓練で、受水槽から飲料水が使用できるということがわかりました。1000 人の想定で、冬場ですと約 1 週間の飲料水がそこにあった。また全区、横浜市 18 区の中で約 172 校が多少違うけれども同じように受水槽が使えるという状況だと聞きました。

さらに、給水タンクと給水栓が設置されていますが、給水栓の場合、地震が起きたときに管の確認をしなければいけないというので、たしか 2 日から 3 日間水が飲めない。給水栓のみの学校も本市で 179 校くらい全区にある。そこも受水槽が活用できれば、受水槽から 1000 人の方の飲料水がすぐその場で飲料水として活用できるということが実はわかったのです。そこでさきの常任委員会で私の今の指摘と説明を受けて、どのように進められてきたのか、経緯、経過をまず教えていただけませんか。

◎（土井水道局長） 経緯、経過ということでございますが、委員から御意見がございましたように、それと同時に、委員の先ほどの御説明のとおり、瀬谷区から要望がございました。まずは瀬谷区からの要望を受けまして、私どもの庁内でプロジェクトチームを 5 月に立ち上げまして、旭・瀬谷地域サービスセンターが中心になりまして、御指摘のような地域防災拠点でどういう対応ができるかという議論を検討いたしました。

その結果、委員からも今ございましたが、学校の受水槽に蛇口を取りつけて簡易に使うことができるという、特に、三ツ境小学校では、それが可能だということがわかりました。

その後、瀬谷区とも協力いたしまして、10 月 20 日に三ツ境小学校で、実際にこの案で具体的に応急給水訓練を行いました。その結果、おおむね地域の方からも好評を得ることができたというわけでございます。

その後、11 月 13 日に、これをほかの学校ということになりますと、それぞれの地域の事情が異なりますので、財政局、市民局、消防局、教育委員会事務局、瀬谷区、水道局という関係区局の会議を開催いたしまして、地域防災拠点における受水槽の実態を調べようということになりました。全体で 453 カ所の小・中学校の地域防災拠点がございますが、このうち、災害用地下給水タンク、それから、緊急給水栓、両方ともない地域防災拠点というのが 172 カ所ございますので、ここが一番今のところ設備的に弱いということで、この 172 カ所を先ほどの関係局の協力で調査いたしました。

その結果、約 4 割の地域防災拠点では、蛇口を簡単に取りつけることができ、簡便に利用できると

ということがわかりました。

それから、残り4割につきましては、ちょっと配管が複雑だったり、いろいろな事情が個々で違いますが、若干配管工事を行えば何とか活用できるということでした。残り2割が廃校となったり受水槽がないなどの学校でございまして、これらについては難しいという調査を進めてきているところでございます。

◆（加納委員） いずれも設置なしというのが172校ありました。それで3日間とまってしまうけれども、受水槽を使えるいわゆる緊急給水栓の学校がありますよね。18区それぞれの数が出ているでしょう。

もしわかるなら、ここでどうこうではなくて、これは非常に大事なことで各区に給水栓のみで、災害が起きたときに3日間水が飲めない、それから、さっき言った給水栓とタンクがないところが172校くらいあるのです。地域防災拠点でありながら、飲料水が受水槽にあることをわかっていながら活用できていないところが各区にたくさんあるのです。実はそれが局長の今の御説明のとおり、各区でどこの学校に何がないかとわかると、事前にそれを確認しておいて、うまくいくと、1週間から10日の水が地域防災拠点には既にある。それを活用できるのです。

多分、その資料が、きちっと整理されていると思いますので、できたら、それを常任委員会の委員の皆様にも、あとで結構なのですが、資料としてお配りしていただいたほうがいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

◆（加納委員） 副市長にお伺いしたいのですが、横浜市の防災計画で、実は、受水槽から直接給水しなさいと書いてある。それから、横浜市学校防災計画というのがあります。これは改訂したのですが、ここにも受水槽から飲料水が活用できると書いてある。それから、高架水槽というのがあるけれども、それは建物の上であって、あれも使える。防災計画にも、学校の横浜市学校防災計画の地域防災拠点というところに書いてあるのですが、誰も気がつかなかった。受水槽が使えるということと、災害訓練をそれぞれ毎年やっているにもかかわらず、ペーパーにはあったのですが、その活用を今までやってこなかった。もちろん防災計画は、以前からあるのですが、各局に聞いてみると、危機管理室も、消防局も、区も、市民局も初めて今回三ツ境小学校の訓練で書かれていることを実際にやったのです。

一方で、飲料水は3日分用意しろと今までも言っていますが、備蓄する場がないから困った、どうしようかとやっているのだけれども、こういった計画に載っていることを実際には現場では全く何もなかったわけです。

こういったことがあってはならないと思うのですが、副市長としての御意見がもしあれば、御感想でもいただければありがたいです。

◎（大場副市長） 防災計画は今年度末に向けて修正していこうということで市民意見等いただきながら固めつつありますし、今、御指摘いただいた点について、本来であれば、関係局それぞれが気づきを

もって、現場の視点を持って区とも連携しながら把握すべきものは把握していかなければいけないことだろうと思います。

この点については、もう一回、危機管理室を含めて、関係局に周知徹底を図って必要な対応がとれるように、調整していきたいと思います。

◆（加納委員） 副市長、これを進めていくと、施設管理者である学校現場、水にかかわるので水道局、災害時ということで危機管理室、災害訓練を行っている自治会や各町内会など、実はいろいろなところが絡んでいるのです。どこが主導権を握るかといった問題や、今、言ったように多少金がかかるといった問題がある。そんなにはかからないけれども、多少かかる。そのお金をどこが負担するかといった問題がある、いろいろな調整するところを、今回は水道局に、お願いをして、水道局が頑張ってくれた。また水道局の現場も頑張ってくれた。それでここまで来たけれども、ここから先、各区の地域防災拠点、さっき言った 172 カ所と 179 カ所で合わせて 350 カ所近いところがあって、なおかつ地域防災拠点でないところも、数には入れていないけれどもあるのです。

そこは、具体的に対応するとみんなが助かる。でも、それをやろうとすると所管が各局にまたがっているから水道局ではあっぴあっぴになる。そこで、去年財政局公共施設・事業調整課にも入ってもらったのです。

そこは、お金についての問題も、各局の調整もするためにつくられた課なのです。その活用をしっかりしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎（大場副市長） 財政局公共施設・事業調整課も含めて、全体の防災計画を束ねる部署の危機管理室とも連携してまいります。それから、やはり一番大事なのは、現場に近い区役所で大きい声を上げて調整するというのも大事だろうと思いますから、関係局できちんと連携がとれるように努めていきたいと思います。

◆（加納委員） それから、横浜市には給水車が 19 台あるのかな。いざというときには、給水車を移動させて水の確保をするが、いざ災害となったときに、優先順位があって、医療機関だとかを優先したり、道路の問題があって行けなかったりするので、実は 19 台ではなかなか対応できないというのが現状なのです。今回、水道局に一生懸命調べていただいたところ、受水槽は道路から直接管を引っ張ってきて水をためなければいけないから、意外と道路に面しているところに置いてある。

各地域防災拠点の三百何十個というところや、数に入れないところを含めると、どこの学校に今何リットルの水があるかということをしきりと調べて、それをシステム化しておく、19 台の給水車で優先順位をつけ効率よく回れる。給水車をその地域防災拠点に置いて、給水車の水がなくなるまでとどめておかないで、給水車が受水槽に水を入れていけばいい、そうすると、非常に効率的だと思います。

もう一つは、広域災害、広域訓練、広域的なことから考えると、他都市から水を運んでくる給水車などに対して、本市のそういった拠点で水が足りているか、足りていないか。足りていないのが何リット

ルかということがわかると、他都市からの応援の給水車にここへ行ってもらいたいという指示が的確にできて、災害時の約1週間から10日の水の確保ができる。夏場は若干幾つかの課題があるのですが、他都市との連携も、この方式でやると飲料水の確保は、ものすごくグレードアップするのです。今後の防災計画をつくっていく中で、今のような事例を入れてもらえないかと思うのですが、副市長いかがでしょうか。

◎（土井水道局長） 私のほうで答弁いたします。

他都市との連携につきましては、今、委員おっしゃったとおりで、私どももこの間の東日本大震災の際にもすぐに給水車を出しまして、その途中で、どこに向かってほしいということを聞いて、給水車は空で行きますので、現地のどこで給水を受けて、そして、どこに派遣されるという体制を事業者間の連携の中で瞬時にやらなければいけないという状況でございます。現在の委員のお話、どこに水の貯水量があるということが、どの程度事前にわかるかとか、それをどのように他都市からの応援の給水車の配備などに使うかということですが、これらについても、私どもの中では、応急給水の体制として検討を進めてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 広域連携を考えて、受水槽のことを水道局等に聞いてみると、現場の災害訓練だとか、地域での訓練とかで行うという認識が全国的にもないみたいです。まして、横浜市は10月20日の三ツ境小学校の訓練が初めてだから、本市でも初ですから、広域的にこういったものをどう活用するかということの周知と、防災訓練の中に入れ込んでもらうことなどを、ぜひ一つ現場と防災計画を練るところとでやっていただきたい。

そうすると、学校だけではなくて、公共施設は、必ず受水槽だとか、高架水槽とか、これに類しているものが実はあるのです。さらに民間のアパートやマンションなど、ある種の大きな施設にも、この種のものがあるようです。飲料水の確保という観点からすると、こういった民間施設も含めて、今後、横浜市水道局、財政局公共施設・事業調整課、そういったところが中心となって、本市だけではなくて民間も含めて、こういったことの視点、観点、認識、その周知を、また、その計画というものを、それぞれの部署で具体的に進めるような指導をすべきだと私は思うのですが、副市長いかがでしょうか。

◎（大場副市長） 今、いろいろ先を捉えた形でお話をいただきました。

三ツ境小学校の事例をぜひ市内全域の中で、それぞれ現場に照らして何ができるのかという点検をもう一回きちんとしていかないといけないと思いますから、財政局を含め、関係局でもう一回連携を深めるという方向を整理していきたいと思います。

◆（加納委員） 水道局が本当に頑張ってくれたのです。

特に、旭・瀬谷地域サービスセンターの現場の人たちは本当に知恵を出していただきまして、瀬谷区も一体となって、その後、各局が本当に協力してくれてここまで来ましたので、ぜひこれを広域的に周

知徹底していただいて、具体的にさせていただけるとありがたいです。

△市営バス運行委託の継続について

◆（加納委員） それでは、資料が出てくれば多分わかる話だと推測しますが、まず、横浜交通開発株式会社は設置された当初はこういう事業をしていなかったですよね。概略とこの事業を始めた経緯を教えてください。

◎（二見交通局長） 設立は昭和 63 年 2 月でございます。そもそもの事業といたしましては、交通局の資産活用としての貸し店舗事業ですとか、駐車場事業ですとか、あるいは旅行代理店業務等々を行ってございました。バスの運行委託に関しましては、先ほど申しました平成 20 年 2 月から受託しているということでございます。

◆（加納委員） それから、有村委員が先ほどお話ししたように、この資料を見ると、委託の条件が書いてあります。委託の条件があつて、選定の理由がありますが、それは 5 年間やってきたから当たり前の話であつて、また 5 年ごとに見直すとなると、例えば、この後また 5 年終わると、同じようなペーパーでまた 5 年やるという形になると思うのです。ずっとこの会社に委託したほうが、いわゆるメリットと選定の理由と合致するからいいのではないかという話になると、ずっとここをお願いするという形になると思います。

そこで、メリットを出している以上は、デメリットはどうなのかという話になると思うのですが、それをあえて聞くのですが、随分お金が安く効率よくできましたということは、おのずと人件費が大きいと思うのです。

バスの運転手の給与水準比較というものを、以前に資料としていただいているのですが、交通局正規職員と横浜交通開発株式会社の正社員との年収とか、平均年齢とか、勤続年数とか、ちょっとその辺の実態を教えてください。

◎（二見交通局長） 平成 23 年度決算ベースで申し上げます。

まず、当局正規職員でございますが、平均年齢 46.8 歳でございますして平均年収約 800 万円でございます。

横浜交通開発株式会社の正社員は、平均年齢 39.8 歳でございますして、平均年収約 480 万円でございます。

◆（加納委員） 平均勤続年数はいかがですか。

◎（二見交通局長） 失礼しました。平均勤続年数は、当局正規職員は平均 17.9 年でございます。

横浜交通開発株式会社は、平均 2.7 年の勤続年数でございます。

◆（加納委員） 有村委員が先ほど言ったように、大卒の方向性というのは大体聞いたけれども、具体的に聞いていくと、これだけの差があるのです。年収で言うと半分です。

横浜交通開発株式会社から言うと交通局のほうが 2 倍もらっているという話でしょう。

それから、勤続年数なんて全く比較にならないです。

そうすると、事故の問題とか、いろいろな問題を考えると、やはり働く人のモチベーションというのは大事ではないですか。この辺の格差とっていいかどうか私にはわからないけれども、こういった数字を見ると、モチベーションは本当に大丈夫なのかなと思ったり、こういった賃金体系だとか、こういった就労体制については、どういうふうにお考えになるのか。5 年間やってきたから、さらに 5 年間続け、下手すると、ずっと続くかもしれない。

きょういただいたペーパーだけ見ると、メリットと選定理由が合致していますから、参考にも出しているけれども、これだけ見ると委託がずっと続いてしまうのだけれども、今、言った格差だとかはどうするのか、デメリットとしてはどうなのか、モチベーションは大丈夫なのかと思うけれども、そのことについての御見解をいただけますか。

◎（二見交通局長） 2 つございまして、1 つは当局正規職員は 9 年間新規採用を停止してまいりました。こういったことで、委員御指摘いただきましたように、平均年齢も高齢化してきまして、平均年齢が高くなった。勤続年数も変わってきた。現時点では確かに委員御指摘のとおり、表現が悪いですが格差があると私も認識しております。

2 点目でございますが、こうしたことを是正するために、昨年 8 月、9 月でございますが、当局正規職員の給与を見直しました。現行の職員については最大 6% 給料を下げる。そのかわり職員の新規採用が 9 年とまって限界でしたから、新たな給料表をつくりまして、生涯賃金ベースで約 20% カットになる新たな給料表を作成しまして、職員の新規採用を始めました。

そういったことで、新採用職員に順次切りかわってまいりますので、何が言いたいかと申しますと、間違いなく給与格差がこれからは是正されていくということは御理解いただきたいと思います。

◆（加納委員） 小幡委員から先ほど資料請求があったので、その中身を見させていただいて、また議論いたしたいと思うのですが、本当に大事なお仕事ですし、人の命を預かっているところだから、モチベーションというのは大きいでしょうし、一方で横浜交通開発株式会社に委託したいという御意見はわかるのだけれども、そういった細かいところもしっかり見ていかないといけないかなと思っています。きょうのところはこれで終わらせていただきます。